

◎令和元年分所得税確定申告納付期限 令和2年3月16日(月)
(振替納税利用の場合の口座振替日 令和2年4月21日(火))
◎令和元年分消費税確定申告納付期限 令和2年3月31日(火)
(振替納税利用の場合の口座振替日 令和2年4月23日(木))

2020

2月号

vol.74

NEWS LETTER

2月になりました。先月より話題の中心の
コロナウィルスは、中国国内はおろか、全世界の人とモノの流れに大きな影響を与え、今
なお終息の兆候は見えません。確定申告のシ
ーズンが到来しますが、人で溢れる税務署に
行くのではなく、自宅でできる電子申告の利用
者が増加しそうな気がします。来月より花
粉のシーズンとなりますが、早くマスクの品
薄状態が解消されて欲しいものです。

岡村 景明

* 令和2年分の所得税から変わる
青色申告特別控除額と基礎控除額

* Message From Staff
～休暇の過ごし方と趣味～



令和2年分の所得税から変わる 青色申告特別控除額と基礎控除額

令和2年分の所得税から、青色申告特別控除額と基礎控除額が改正されました。所得にどの程度影響が生じるか、確認しましょう。

改正の概要

平成30年度税制改正により、令和2年分以降の所得税において、青色申告特別控除額と基礎控除額は、次の通りとなりました。

控除の種類	控除額		
	～令和元年分	令和2年分～	
青色申告特別控除	10万円	10万円	
	65万円	これまでの要件に加え、次の左の場合に応じてそれぞれ右の金額	
		次のいずれかを行っている場合 ① 電子申告 ② 電子帳簿保存	65万円
	上記以外	55万円	
基礎控除	38万円	以下、左の合計所得金額に応じてそれぞれ右の金額	
		2,400万円以下	48万円
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円
		2,500万円超	0円

青色申告特別控除

1. 従来の『65万円控除』の要件

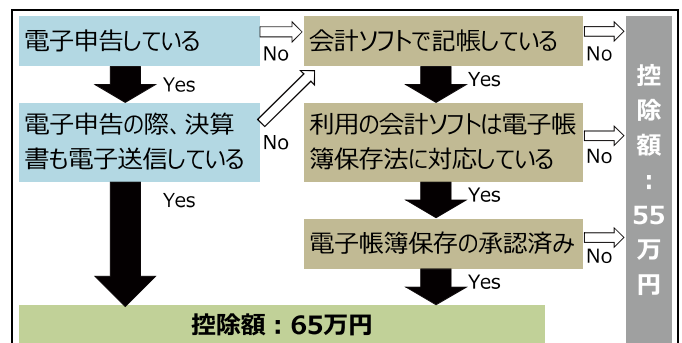
個人で不動産の賃貸収入を得ていたり、事業を行っていたりする場合に、予め“青色申告”の申請をすることで、所得税の計算上、

いくつかの特典を得ることができます。そのうちの1つが「青色申告特別控除」です。

「青色申告特別控除」は、儲け（所得）から一定の控除額を差引くことができる制度です。控除額の上限は、令和元年分までは、次の要件に応じてそれぞれ次の金額でした。

所得の種類	要件	控除額
・不動産所得（不動産賃貸） ・事業所得（個人経営）	次のすべてに該当 ① 正規の簿記の原則（複式簿記）での記帳 ② ①に基づく貸借対照表および損益計算書の作成 ③ ②を確定申告書に添付した上で確定申告の申告期限内に提出 ④ 事業所得がなく不動産所得のみの場合は、その不動産所得を生ずべき取引が事業としての規模であること（例、10室以上のアパート賃貸）	65万円
	上記以外	10万円
・山林所得	—	—

これが改正により、65万円の控除（以下、65万円控除）に要件が加わり、この要件を満たさない場合には、控除額が10万円低い55万円になりました。この新たな要件と控除額をフローチャートにしたのが、次の図です。



2. 電子申告と電子帳簿保存

新たな要件である、“電子申告”や“電子帳簿保存”の概要は、次の通りです。

(1) 電子申告

「電子申告」とは、e-Taxによる申告をいい、インターネットを利用して、国税の申告書等を提出することを指します。

要件を満たすには、確定申告書の他、青色申告決算書（平均課税の適用を受ける場合は、変動所得・臨時所得の平均課税の計算書）も電子申告しなければなりません。

(2) 電子帳簿保存

「電子帳簿保存」とは、予め税務署へ申請を行って承認を受けた上で、帳簿を電子データで保存することをいいます。

この承認を受けるには、一定の要件に該当する必要があります。

また、申請には期限があり、原則は帳簿の備付けを開始する日の3ヶ月前の日までに申請書を税務署へ提出しなければなりません。ただし、令和2年分に限り、令和2年9月30日までに提出を行い、同年中に承認を受け、

同年12月31日までの間に電子帳簿保存を行うことで、令和2年分から65万円控除を受けることができます。

基礎控除

基礎控除は、合計所得金額から控除する“所得控除”の1つであり、これまで誰もが適用できる所得控除でした。

それが今回の改正により、控除額が48万円へと10万円引き上げられたものの、合計所得金額が2,400万円を超えると、合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超えると控除が受けられないこととなりました。

いくら変動する？

今回ご案内した改正について、新たな要件を満たすか否かによって受けられる青色申告特別控除額、および各々の合計所得金額に応じた基礎控除額、並びにこれら控除額の合計額と、これまでと比べていくら変わるのか、一覧表にしました。ご自身の控除額がいくら変動するのか、確認してみましょう。

【令和2年分以降の青色申告特別控除額^{※1}と基礎控除額】

青色申告特別控除 ^{※1}		基礎控除		合計額 (改正前との差額 ^{※2})
新たな要件	控除額	合計所得金額	控除額	
次のいずれかを行っている ① 電子申告 ② 電子帳簿保存	65万円	2,400万円以下	48万円	113万円 (+10万円)
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	97万円 (▲6万円)
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	81万円 (▲22万円)
		2,500万円超	0円	65万円 (▲38万円)
上記以外	55万円	2,400万円以下	48万円	103万円 (0円)
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	87万円 (▲16万円)
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	71万円 (▲32万円)
		2,500万円超	0円	55万円 (▲48万円)

(※1) 10万円の控除は改正されていないため、ここでは省略しています。

(※2) “+”であれば控除額が多くなり、税金が減ります。“▲”はその逆です。

Message From Staff

～ 休暇の過ごし方と趣味 ～

今回はアウトドア派の松尾とインドア派の浦山の休日の過ごし方や趣味についてご紹介します。
松尾 & 浦山

Q 長期休暇の過ごし方は？

松尾

まず普段2連休では行けないところへ行く事を考えるので基本遠出になります。基本的にグルメ目当てか観光地です。1月は大神社へ行き子供を抱っこして往復3時間の山登りをしてきました。あとは大勢で集まりワイワイするというパターンのどちらかです。

浦山

2泊～3泊くらいで実家（姫路）へ帰省するか、神戸周辺で学生時代の友達と集まるかのどちらかです。遠出をしたのは、大学のサークルでの旅行が最後だと思います。近場でショッピングやカラオケなど、決まったコースが多いです。

Q アウトドアな趣味は？

松尾

遠出や街ブラ、観光などバラバラです。特に車好きという訳ではないのですが長距離運転は苦ではないので思い立ったら県外でもどこでも行きます。冬は一人でゲレンデへ、夏は2人だけでバーベキューをしたりもします。

浦山

強いて言うなら、ショッピングでしょうか…。キャンプやスキーといった、これぞアウトドア！というような事は、学校行事以外ではほとんど経験がないので、機会があればチャレンジしてみたいと思っています！

Q インドアな趣味は？

松尾

あまりパツと浮かびませんでした。たまに1部屋をジムのようにして筋トレをします。また年々DIYをする回数が増えてきており、去年は分別用のごみ箱や時計、下駄箱等を作りました。

浦山

学生の頃から、折り紙や編み物、羊毛フェルト等、のんびりした趣味がたくさんありました！他にも、漫画を読んだりアニメを見たり…と、1日家から出ない日も結構あります（笑）

facebook やってます！！

田邨・浦山の新人コンビが
毎週金曜日に更新中です！！

フェイスブック 岡村税理士事務所 検索

記事が良かったら いいね お願いします

URL : <https://www.facebook.com/okamura-tax/>

最後まで読んでいただきありがとうございます。
皆様はアウトドア派インドア派どちらですか？
インドア派の浦山も更新を担当している
岡村税理士事務所公式 Facebook も
是非、チェック&いいねをお願いします！！

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

